二(一)　解除に係る保安林の所在場所　山形県長井市平野字神尾四一六五の二七八、四一六五の二七九、字濁り沢四一六六の八九（以上三筆国有林）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　公共施設用地とするため

○農林水産省告示第五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年三月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県北牟婁郡紀北町海山区馬瀬字原六〇四の二・六〇七の八・六〇八の四・六一二の二〇・六一二の二一（以上五筆国有林）、六〇七の三
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○経済産業省告示第三十三号

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の規定に基づき、同号の養成施設として次のように指定したので告示する。

平成二十三年三月八日

経済産業大臣　海江田万里

一　名　称　金沢科学技術専門学校
二　学　科　電気エネルギー工学科
三　所在地　石川県金沢市三社町十一番十六号
備考　この指定により、平成二十三年一月以降に当該養成施設に入学し、電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者は、電気工事士法第四条第二項の規定により都道府県知事から第二種電気工事士免状の交付を受けることができる。

○国土交通省告示第二百四十九号

天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画（平成七年建設省告示第九百九十六号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十三年三月八日

国土交通大臣　大畠　章宏

1(1)中「2,300立方メートル」を「2,080立方メートル」に、「1,100立方メートル」を「940立方メートル」に改める。
6(1)中「約330億円」を「約430億円」に改める。
7中「平成13年度」を「平成27年度」に改める。

○国土交通省告示第二百五十号

漢那ダム及び億首ダムの建設に関する基本計画（昭和五十八年建設省告示第四百十一号）の一部を次のとおり変更したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第五項の規定により、告示する。

平成二十三年三月八日

国土交通大臣　大畠　章宏

7中「平成23年度」を「平成25年度」に改める。

○環境省告示第十四号

環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年環境省令第七号）第三条第二項及び第三条第三項第三号の規定に基づき、電子情報処理組織による環境省の所管する法令に係る行政手続等に関する告示（平成十五年三月環境省告示第三十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月八日

環境大臣　松本　龍

第二条中「三条第二項第二号」を「第三条第二項」に改め、第三条中「第三条第五項第三号」を「第三条第三項第三号」に改める。

○防衛省告示第四十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年三月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年三月二十二日（予備、同月二十三日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦　自衛艦三隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年三月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年三月二十二日（予備、同月二十三日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒
実施艦　自衛艦三隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年三月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年三月二十二日（予備、同月二十三日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒
実施艦　自衛艦三隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十三号

海上における投下訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年三月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年三月二十四日（予備、同月二十五日）の〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　八戸沖の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から一五〇メートルまでの間
(ア)　北緯四〇度四五分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒
(イ)　北緯四〇度三〇分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度三〇分一〇秒　東経一四三度一四分四六秒
(エ)　北緯四〇度四五分一〇秒　東経一四三度一四分四六秒
航空機　二機
その他　一　投下訓練は、上記区域に航空機が存在しないこと、また、投下海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。